



## 高齢者の生きがい就労活動を支援します

市では、高齢者が「生きがい」を得られる就労活動を新たに始める団体に対し、初期費用の一部を補助しています。

### \*生きがい就労活動とは

高齢者が社会参加することにより生きがいを見いだすことで、健康維持や介護予防につながる活動のことです。  
例：コミュニティカフェの開設、高齢者の外出支援、配食サービス



### ●応募資格

- ① 市内を拠点として新たに活動を開始する団体であること
- ※ 既存の団体が新たに活動を始める場合も対象となります
- ② 団体およびその代表者の存在が明らかで、かつ、代表者が市内に住所を有していること
- ③ 団体の構成員が5人以上で、そのうち5分の3以上が市内に住所を

### ●補助対象経費

- ④ 継続的に活動する団体であること
  - ⑤ 政治活動や宗教活動を主な目的としない団体であること
  - ⑥ 暴力団または暴力団などの統制下にある団体でないこと
- 補助対象  
営利を目的としない、地域社会の課題解決・地域貢献活動
- 補助対象経費  
▼事務所開設に係る経費(工事費など)  
▼初年度備品費(活動実施に不可欠な備品など)  
▼研修費・謝礼など
- 補助額  
対象経費の2分の1以内(上限50万円)
- 補助団体数  
1団体程度
- 申請期間  
6月18日(火)～7月11日(木)



【問い合わせ・申し込み】  
新館長寿福祉課(☎41-3576)



## 情報公開・個人情報保護制度

【問い合わせ】  
本館総務課  
(☎41-3506)

市では、市政への信頼性と透明性を高めるため、市政に関する情報を公開しています。また、市が保有している個人情報(適正に取り扱うとともに、皆さんの自己に関する情報を知ることができ、権利などを保障しています)。

### ■情報公開制度とは

市民の知る権利を尊重し、請求に応じて市の職員が職務のために作成または取得した文書や図面などの行政文書を開示する制度です。行政文書の開示請求は、誰でもできます。

### ■個人情報保護制度とは

生存する個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名や生年月日などにより、特定の個人を識別することができるものを「個人情報」と言います。同制度は、個人の権利利益を保護し、市が保有する個人情報(開示や訂正、利用停止を請求できる制度)です。原則、本人のみが請求できます。

●開示請求から開示までの流れ  
皆さんからの請求に応じて、行政文書や個人情報を開示します。原則として請求された内容は全て開示しますが、公益を損なうものが含まれている場合や、請求者・第三者の権利・利益を害する恐れがある情報などは、開示できない場合があります。

請求者	開示請求書に必要事項を記入し、開示を請求します 【請求窓口】本館総務課
市	開示請求書を受理した日から起算して15日以内に開示・非開示を決定し、請求者に通知します
請求者	① 請求した文書などを所定の場所で閲覧できます ② 請求した文書などの写しの交付を受けることができます ※ 写しの交付にかかる費用(コピー代・郵送料など)は、請求者の負担となります

●個人情報の訂正請求や利用停止請求の場合の流れも同様です

## 令和5年度 開示請求などの状況

### ▶ 行政文書の開示請求件数および決定状況

請求先	請求件数	内訳			
		決定状況			
		全部開示	部分開示	非開示	不存在
市長	202件	91件	111件	1件	4件
教育委員会	10件	10件			
消防	2件	2件			
議会	2件	2件			
計	216件	105件	111件	1件	4件

### ▶ 個人情報の開示請求件数および決定状況

請求内容	請求件数	決定状況
個人情報の開示	14件	全部開示 7件 部分開示 5件 非開示 1件 処理中 2件

※ 1件の開示請求に複数の案件が記載されている場合があるため、請求件数と決定状況は一致しません



### 「個人情報であれば何でも保護」は誤解です

個人情報保護法が施行されてから、個人情報は大切なものだという認識が高まっています。一方で、個人情報保護を理由に、必要となる個人情報までもが提供されなくなったり、各種名簿の作成が中止されたりするなど、過剰反応といわれる状況が一部で見受けられます。

### 📌 個人情報保護法の趣旨は

個人情報保護法は、個人情報を適正に取り扱うため定められているルールです。これに従い、あらかじめ本人の同意を得ることで、クラス名簿や自治会名簿などを作成・配布することができます。また、災害や事故などの緊急時や捜査関係事項照会への回答のような場合には、本人の同意を得なくても情報提供できる場合があります。



## 特定外来生物の駆除にご協力を

【問い合わせ】  
本館生活環境課(☎41-3545)

特定外来生物とは、ほかの地域から持ち込まれた外来生物のうち、旺盛な繁殖力で生態系や自然環境、農作物に影響を与える生物のことです。栽培や生きたままの運搬、譲渡などが原則禁止されています。ご自宅の庭などで見掛けたら、下記の駆除ポイント

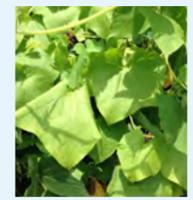
を参考に、駆除にご協力ください。駆除したあとは、生息していた場所に置き、枯れるのを待ってから燃やせるごみとして処理しましょう。駆除は、再生しなくなるまで数年間続けてください。

### ◆アレチウリ

5月ごろから芽生え、花は8月下旬から咲き始めます。9月下旬には種子をつけます。

#### 📌 駆除のポイント

- 種子を付ける前に抜き取る
- 1年に数回抜き取る(6月中旬、7月下旬、9月上旬など)



### ◆オオハンゴンソウ

7月～9月ごろにかけて黄色い花を咲かせます。

#### 📌 駆除のポイント

- 丁寧に抜き取る(結実前に根を引き抜くのが有効)



### 外来種被害予防3原則

- ▷ 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を「**入れない**」
- ▷ 飼養・栽培している外来種を適切に管理し「**捨てない**」
- ▷ すでに野外にいる外来種をほかの地域に「**拡げない**」

### ◆オオキンケイギク

5月～7月ごろに黄色い目立つ花を咲かせます。

#### 📌 駆除のポイント

- 丁寧に抜き取る。広範囲に生息している場合は地上部を刈り取る

